

著作権	判決年月日	令和8年10月7日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和7年(ネ)第10027号、第10054号		

○ 1 審原告がキャラクターの着ぐるみ、イラスト等をテレビ出演、グッズ販売等を使用する行為が著作権等を侵害する旨を、テレビ局に告知する、記者会見において発言する等した1 審被告の行為は、当事者間の黙示の利用許諾が認められることから、営業誹謗行為（不正競争防止法2条1項21号）に該当するとされ、損害賠償請求が認められた事例。

○ 1 審原告がキャラクターの着ぐるみ、イラスト等をテレビ出演、グッズ販売等を使用する行為について、当事者間の黙示の利用許諾が認められることから、1 審被告の主張する著作権侵害（翻案権、二次的著作物に係る原作者の権利）、商標権侵害、不正競争防止法違反（同法2条1項1号、2号）はいずれも認められないとされた事例。

（事件類型）損害賠償（不正競争）、著作権等侵害差止め等 （結論）原判決一部変更
（関連条文）不正競争防止法2条1項21号、同項1号、2号、著作権法27条、28条、
商標法37条1号

（原判決）東京地方裁判所令和3年（ワ）第18479号、令和5年（ワ）第70136号

判 決 要 旨

1 本訴は、「ちいたん☆」という名称のキャラクター（キャラクターちいたん）を使用するX（1 審本訴原告・反訴被告）が、Y（1 審本訴被告・反訴原告）によるXの取引先への通知及びY代表者の記者会見における発言等（本件被告行為）は、不競法2条1項21号所定の不正競争（営業誹謗行為）に該当するなどと主張して、Yに対し、損害賠償を求める事案である。

反訴は、「しんじょう君」という名称のキャラクター（キャラクターしんじょう君）を使用するYが、キャラクターちいたんを使用するXの行為は、① Yが著作権を有する著作物（しんじょう君オリジナルのイラスト）に係る著作権（翻案権）を侵害するとともに、同著作物の二次的著作物（ちいたんイラスト、ちいたん着ぐるみ、ちいたん着ぐるみ写真）に係るYの原作者の権利（複製権、譲渡権、公衆送信権及び上映権）を侵害する、② Yが有する商標権を侵害する、③ 不競法2条1項1号、2号所定の不正競争に該当するなどと主張して、Xに対し、侵害行為の停止等、損害賠償等を求める事案である

2 原審は、YがXに対し、キャラクターちいたんが独自に商業活動をする事について黙示に許諾しており（本件許諾）、本件許諾の無効、取消、解除等は認められないことから、本件被告行為は不競法2条1項21号所定の不正競争に該当するなどとして、X

の本訴請求を損害賠償金 786 万 2347 円（営業に係る損害 515 万 2347 円、無形損害 200 万円、弁護士費用相当額 71 万円）及び遅延損害金の限度で認容し、Y の反訴請求をいずれも棄却したところ、X が控訴し、Y が附帯控訴した。

- 3 本判決は、概要、以下のとおり判断して、X の附帯控訴に基づき、X の損害賠償請求に係る原判決を一部変更し、Y の控訴を棄却した。

(1) 黙示の許諾合意について

ちいたん着ぐるみの製作に至る過程をみると、XY 間では、X がテレビ出演させる等していたコツメカワウソの「ちいたん☆」（カワウソちいたん）を須崎市の観光大使に委嘱するとの企画が持ち上がって以降、カワウソちいたんをキャラクター化したちいたん着ぐるみの製作に関してやりとりが重ねられており、Y は、ちいたん着ぐるみがしんじょう君と似たものになることを認識していたこと、X から許可を求められた際、「しんじょう君を製造する訳ではないので須崎市としては特に許可は必要ございません。今後におきましては、様々なタイアップ、よろしくお願いいたします。」とのメールを送信したことが認められる。

そして、ちいたん着ぐるみの製作後、ちいたん着ぐるみが様々なアクションに挑戦する動画が X により継続的に製作、配信される一方で、しんじょう君着ぐるみが、ちいたん着ぐるみと共演する動画や同様のアクションに挑戦するパロディ動画が製作、配信されたこと、ちいたん着ぐるみが Y の主催する観光大使委嘱式に出席したこと、Y は、ちいたん着ぐるみのテレビ出演等の活動やキャラクターグッズの製作販売の企画等、その独自の商業活動を把握していたこと、Y は、視聴者から動画中のちいたん着ぐるみの行為は危険であるとの抗議を受けた際も、Y 担当者において基本的に X の方針を容認し、支持する内容のメッセージを送信しており、平成 31 年 1 月 19 日到達の内容証明郵便（本件被告通知）によりキャラクターちいたんの使用中止を要求するまでは、1 年以上にわたり、X に対しその使用中止を求める等の対応をしていないことが認められる。

このような経緯に照らすと、Y は X に対し、キャラクターちいたん（着ぐるみ、イラスト等）を使用して独自に商業活動を行うことを黙示的に許諾したというべきである（本件許諾）。

(2) 本件許諾の解除による終了等について

ア 許諾条件違反を理由とする解除

本件許諾は、X がキャラクターちいたんを使用して独自に商業活動を行うことを認めるものであり、X が許諾条件に違反したとは認められない。

イ 信頼関係破壊を理由とする解除

Y は、ちいたん着ぐるみが危険な行為（派手に転倒する、草刈り機を振り回す、回転するヘリコプターのローターに近付く等）をする動画の投稿等により、XY 間の信頼関係が破壊されたと主張するが、動画投稿については、本件被告通知前の Y

の前記対応に加え、その後の動画についてもXはキャラクターしんじょう君とは別個に商業活動を行っており、Yに悪影響が及んだとまでは認められないことなどから、当事者間の信頼関係が破壊されたとまでは認められない。

ウ 許諾期間、期間の定めのない継続的契約の終了

本件許諾が、Yがカワウソちいたんに観光大使を委嘱した期間に限られるとの明示、黙示の合意は認めるに足りない。

また、Yは、期限の定めのない契約については、Yの解約申入れ又は解約申入れからの相当期間経過により終了すると主張するが、仮にYの一方的な解約の申入れにより本件許諾が終了すると、本件許諾を得て、キャラクターちいたんを使用し相当長期間にわたり独自に商業活動を行い収益を上げることを前提に、ちいたん着ぐるみ等の製作等や、その広告宣伝や営業活動のために多額の費用を支出したXに多大な不利益が及ぶことに照らすと、Yが本件許諾を解約できるのは、信頼関係破壊などの将来にわたる契約の存続を困難にするような事情が生じた場合に限られる。

本件においてそのような事情が存在するとまではいえない。

エ 著作権法63条3項違反（許諾による利用権の無断譲渡）を理由とする解除

本件許諾はXがキャラクターちいたんを使用して独自に商業活動を行うことを含むものであり、Y担当者もこれを認める行動をしていたことからすると、本件許諾は、Xから再許諾を得た者が、キャラクターちいたんを使用して商品を製造、販売等することを含むものである。Xが、他人に包括的な再々許諾の権利を与える等、著作権法63条3項に違反したとまではいえない。

オ その他、Yの主張する許諾の終了等の事由は、いずれも認められない。

(3) 本件被告行為について

本件被告行為は、Xの行為がYの著作権等を侵害するとの法的な見解を表明し、又はXがYに無断でキャラクターちいたんを制作し、各種の経済活動を行っているとの事実を告知、流布するものである。

前記のとおり本件許諾が認められることから、本件被告行為は、不正競争行為（競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知又は流布する行為）に当たる。

なお、本件許諾が認められることから、Yの反訴請求はいずれも理由がない。

(4) 本件被告行為によるXの損害について

本件被告行為によりXに生じた営業損害は151万7802円と認められ、無形損害200万円、弁護士費用相当額の損害170万円を加えた損害額の合計は、188万7802円となる。